## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 平和不動産株式会社

【英訳名】 HEIWA REAL ESTATE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩熊 博之

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町 1 番10号

【電話番号】 03(3666)0181(代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町 1番10号

【電話番号】 03(3666)0182

【縦覧に供する場所】 平和不動産株式会社大阪支店

(大阪市中央区北浜1丁目5番5号)

平和不動産株式会社名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目8番21号)

平和不動産株式会社福岡支店

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

平和不動産株式会社札幌支店

(札幌市中央区大通西4丁目1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 平成30年6月26日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円(普通配当18円、記念配当2円) 総額797,704,260円 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月27日

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、藍澤基彌、齊田國太郎及び太田順司を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、椿慎美及び関根淳を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

要件並びに当該決議の結果

社外取締役を除く取締役5名に対して総額4,000万円の賞与を支給する。

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)を継続する。

第5号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

社外取締役の報酬等の額は年額4,000万円以内、監査役の報酬等の額は年額7,000万円以内にそれぞれ改定する。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための

女口並びに当欧バ賊の加木					
決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 ( 賛成の割合 )
第1号議案				(注)1	(注)2
	307,365	29,108	426		可決 (90.9%)
第2号議案				(注)1	(注)2
藍澤基彌	306,193	30,292	426		可決(90.5%)
齊田國太郎	305,310	31,175	426		可決 (90.3%)
太田順司	334,284	2,201	426		可決 (98.9%)
第3号議案				(注)1	(注)2
椿愼美	335,947	537	426		可決 (99.3%)
関根淳	321,859	14,624	426		可決(95.2%)
第4号議案				(注)1	(注)2
	330,267	6,226	426		可決(97.7%)
第5号議案				(注)1	(注)2
	331,888	4,303	728		可決 (98.1%)
第6号議案				(注)1	(注)2
	188,546	147,947	426		可決 (55.8%)

- (注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
  - ・第1号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の 議決権の過半数の賛成であります。
  - ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主の分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上